

長野県報

1月14日(火)
平成15年
(2003年)
第1421号

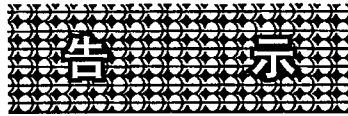
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	20
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業所の廃止	21
介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可	21
急傾斜地崩壊危険区域の指定	22
保安林の指定	23
解除予定保安林	24

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(4件)	29
指定給水装置工事事業者の指定	32



○長野県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年1月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ヘルパーステーション愛灯園	小諸市己字高峯144番地	平成15年1月1日

2 居宅療養管理指導

事業所の名称	所在地	指定した年月日
寺島薬局更埴店	更埴市寂蒔515番地2	平成14年11月1日

3 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
伊那生協診療所デイサービスセンター	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324番地	平成15年1月1日

4 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	平成14年12月20日

5 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	平成14年12月20日

6 特定施設入所者生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有料老人ホームサングリーン藤ヶ原	松本市大字里山辺1832番地2	平成15年1月1日

高齢福祉課

○長野県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年1月14日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

訪問介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
阿智温泉療護園	下伊那郡阿智村智里287番地1	平成14年11月26日
社会福祉法人下條村社会福祉協議会	下伊那郡下條村睦沢8801番地1	平成14年12月12日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
飯田市かわじ在宅介護支援センター	飯田市川路3467番地2	平成14年11月30日
戸隠村指定居宅介護支援事業所	上水内郡戸隠村大字豊岡1554番地	平成14年4月1日

高齢福祉課

○長野県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成15年1月14日

長野県知事 田中康夫

施設の名称	所在地	許可した年月日
介護老人保健施設すめらぎ	上水内郡中条村大字住良木8291番地1	平成14年12月20日

高 齢 福 祉 課

○長野県告示第17号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所及び市役所に備え置きます。

平成15年1月14日

長野県知事 田 中 康 夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
小坂 (追加)	平成13年1月29日長野県告示第48号で指定した小坂(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱11号と10号を結んだ線、標柱10号と右に掲げる地番の土地に存する標柱13号を結んだ線、標柱13号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と平成13年1月29日長野県告示第48号で指定した小坂(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱11号を結んだ線に囲まれた区域並びに右に掲げる地番の土地に存する標柱17号から19号までを順次結んだ線、標柱19号と昭和48年3月26日長	岡谷市	湊	四丁目	1番	13号及び18号
			〃	〃	2639番1	14号
			〃	〃	2643番2	15号及び16号
			〃	〃	4番ロ号2	17号
			〃	〃	4番イ	19号

野県告示第138号 で指定した小坂急 傾斜地崩壊危険区 域の標柱6号を結 んだ線、標柱6号 と5号を結んだ線 及び標柱5号と右 に掲げる地番の土 地に存する標柱17 号を市道湊86号線 に沿って結んだ線 に囲まれた区域					
--	--	--	--	--	--

砂 防 課

○長野県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成15年1月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林の所在場所

東筑摩郡麻績村日字入り山2415の1（次の図に示す部分に限る。）、2415の2から2415の5まで、字込山2416の1

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

下伊那郡南信濃村木沢1178の2

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第19号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年1月14日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上水内郡信州新町大字水内字江戸尻沖1577の1、1578の1、1579の1、1580の1、1580の9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林保全課